

岩手県警察情報セキュリティ監査実施要領の一部改正について

(平成20年3月26日岩情第81号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年岩手県警察本部訓令第3号）第7条に基づき、「岩手県警察情報セキュリティ監査実施要領」により当該監査を実施してきたところであるが、一層の公正性を確保するため現行の実施要領の一部を見直し、平成20年3月26日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

岩手県警察情報セキュリティ監査実施要領

第1 目的

この要領は、岩手県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年岩手県警察本部訓令第3号）第7条の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）が実施する警察情報セキュリティ監査に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 警察情報セキュリティ監査の種類

警察情報セキュリティ監査の種類は、通常情報セキュリティ監査（以下「通常監査」という。）及び特別情報セキュリティ監査（以下「特別監査」という。）とする。

第3 通常監査

1 通常監査の実施

情報セキュリティ委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、各所属に対し、警察情報システムに係る情報セキュリティに関する通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の実施計画

委員長は、年度ごとに、当該年度における通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含む実施計画を定めるものとする。

3 監査官等の指名等

(1) 委員長は、通常監査の対象となる所属における警察情報システムに係る情報セキュリティに関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、委員会の評価班員（「岩手県警察情報セキュリティ委員会運営要綱」（平成18年2月22日付け岩情第57号。以下「委員会要綱」という。）第3の3により指定されている者をいう。）のうち、各部（以下「関係部」という。）の課長補佐相当職以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。この際、監査官の独立性が保たれるよう留意するものとする。

(2) 委員長は、監査官の職務を補佐させるため、関係部の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

4 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

5 通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

(2) 厳正かつ公平を旨とすること。

(3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

6 委員長への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、その結果を委員会の評価班長を経由して、速やかに委員長に報告しなければならない。

7 改善を求める事項等の通知

委員長は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を対象となった所属の長に通知するものとする。

8 所属の長の執るべき措置

7の通知を受けた所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を委員長に報告しなければならない。

9 委員会への報告

委員長は、実地調査の結果、7の規定により所属に通知した事項、8の規定により所属の長が執った措置に関する事項について、年度ごとに委員会に報告するものとする。

第4 特別監査

1 特別監査の実施

委員長は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、特別監査を実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

第3の3から第3の9までの規定は、特別監査について準用する。